

## 令和5・6年度「知多地域若者サポートステーション事業」 に係る地方公共団体による推薦希望団体募集要項

この要項は、愛知労働局が実施する「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業」（以下「サポステ事業」という。）に係る業務について、知多地域の5市5町（半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）（以下「知多地域5市5町」という。）の推薦を希望し、愛知労働局が行う一般競争入札に参加する事業者に対し、「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業仕様書」第1の6(3)イに基づき推薦書を交付するために定めたものです。

### 1. 事業の目的

無業状態の若者に対して職業的自立を支援し、一人でも多くの若者の進路決定に資するため、知多地域5市5町においてサポステ事業の実施を支援するためのものです。

サポステ事業実施について、地方公共団体による推薦を受けることを希望する事業者は、知多地域5市5町の推薦書及び愛知県の同意書とともに愛知労働局へ入札書及び提案書等を提出することとなります。

なお、知多地域5市5町の推薦を受けた事業者がサポステ事業の選定を受けた際は、本事業の名称を「ちた地域若者サポートステーション（略称、ちたサポ）」として実施します。

### 2. 地方公共団体による推薦

知多地域5市5町による推薦を受けることを希望する事業者に対しては、審査のうえ推薦書を交付します。

この推薦書は、提案書の評価に際し一定程度考慮されるものとなります。

### 3. 事業実施場所

知多地域5市5町の区域内

※現在半田市内にある下記のサポステ事業場所を使用することも可能です。

ただし、受付スペース、相談室しかありませんので、事務所スペースを別途用意していただく場合があります。

所在地：半田市広小路町155番地の3 クラシティ半田3階
開館時間：午前9時から午後10時まで
休館日：毎月第4水曜日、年末年始
受付スペース等（有料）：約26.55㎡
相談室（有料）：7.29㎡

（使用料の詳細については、事務局までお問い合わせください。）

#### 4. 応募資格

愛知労働局が示す「入札説明書」第1の3の競争参加資格要件及び次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 知多地域5市5町から指名停止又は指名見合せ措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、指定暴力団等、暴力団員を含む団体で不法な行為を行い又は行うおそれのある者でないこと。
- (4) 法人市町村民税（市町村民税）、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 過去1年間、契約事項及び事業実施内容に係る行政処分を受けていないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

ただし、推薦団体決定までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で応募資格を失います。

#### 5. 推薦要件

- (1) 知多地域における若者自立支援ネットワークに参加している事業者又は参加が見込まれる事業者であること。
- (2) 知多地域5市5町の若者支援施策と連携して事業を適正に実施できると見込まれる事業者であること。
- (3) 上記4の応募資格を全て満たすこと。

#### 6. 推薦書交付依頼書の提出

- (1) 提出期限  
令和5年2月3日（金）
- (2) 提出場所  
常滑市経済部経済振興課商工振興チーム
- (3) 提出方法  
直接持参（提出）による
- (4) 提出書類
  - ア 推薦書交付依頼書【様式1】部数：正本1部 副本1部
  - イ サポステ事業に係る提案書作成要領1の（1）の提出書類に定めるもののうち、提案書 部数：正本1部 副本10部
  - ウ 知多地域5市5町との若者支援施策の連携に関する資料（任意様式）部数：正本1部 副本10部
  - エ 誓約書【様式2】部数：正本1部 副本1部

## 7. 審査

- (1) 審査は書類審査によるものとし、知多地域5市5町において推薦要件の審査を行います。また、必要に応じてヒアリングを実施します。
- (2) 応募団体が複数ある場合であって、原則として推薦要件を満たしていると認められる場合は、全ての団体に対して推薦書を交付します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、応募が無効となる場合があります。
  - ア 事業を履行することが困難と認められる状態に至った場合
  - イ 審査の公平性を害する行為を行った場合
  - ウ その他、知多地域5市5町が失格であると認めた場合

## 8. 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、事務局に電話連絡をし、令和5年2月3日（金）までに辞退届（任意様式、要押印）を提出してください。

### 事務局（問合せ先）

常滑市経済部経済振興課商工振興チーム（担当 森下）

電話：0569-47-6151

FAX：0569-34-9784

メールアドレス：keizai@city.tokoname.lg.jp